

令和 6 年 7 月 25 日

令和 6 年度杉並区新たな住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策支援給付金
FAQ（よくある質問）

質問 1 給付金の支給対象世帯について教えてください。

回答 1 令和 6 年 6 月 3 日（基準日）時点で杉並区に住民登録があり、令和 6 年度住民税（定額減税前）の課税状況が次のいずれかに該当する世帯です。

- ・世帯全員の令和 6 年度住民税均等割が非課税である世帯
- ・世帯全員が令和 6 年度住民税均等割のみ課税者である世帯
- ・令和 6 年度住民税均等割のみ課税者と住民税均等割非課税者で構成される世帯

ただし、令和 5 年度住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策支援給付金（7 万円または 10 万円）の支給対象世帯は、受給の有無を問わず令和 6 年度物価高騰対策支援給付金給付金の支給対象にはなりません。令和 5 年度の給付金の支給対象かご不明の場合は、令和 5 年 12 月 1 日時点で住民登録のあった市区町村にご確認ください。

質問 2 自分や家族が給付金の対象世帯となるか確認したいです。

回答 2 「支給対象・手続き確認フローチャート」をご確認ください。

質問 3 令和 5 年度物価高騰対策支援給付金を受給しましたが、今回ももらえますか。

回答 3 令和 5 年度住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策支援給付金（7 万円または 10 万円）の支給対象世帯は、受給の有無を問わず令和 6 年度物価高騰対策支援給付金の支給対象にはなりません。

質問 4 世帯全員が令和 6 年度住民税均等割課税者に扶養等された者のみで構成された世帯とはどういうことですか。

回答 4 例えば、親（課税者）に扶養されている一人暮らしの学生（非課税）や、子（課税者）に扶養されている両親（均等割のみ課税）の世帯などをいいます。これらの世帯は本給付金の支給対象外です。なお、ここでいう扶養とは税法上の扶養であり、健康保険上の扶養とは異なります。

質問 5 どうすれば自分が扶養されているか確認できますか。

回答 5 親族（同居、別居問いません）にご確認ください。

質問 6 転入者向けの申請書（請求書）が届きましたが、自分の世帯は支給対象ということですか。

回答 6 必ずしもそうではありません。令和 6 年 1 月 2 日以降に転入した方がいる世帯に申請書（請求書）を送っています。世帯全員の令和 6 年度住民税が非課税または均等割のみ課税であるなどの支給要件を満たしている場合は、支給対象となります。ご自身が支給対象となるかは「支給対象・手続き確認フローチャート」をご確認ください。

質問 7 確認書、申請書（請求書）が届きません。

回答 7 ご自身が支給対象となるかを「支給対象・手続き確認フローチャート」でご確認いただき、支給対象となる場合はコールセンターまでお問い合わせください。令和 5 年分の修正申告等をした場合や、令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 6 月 3 日までの期間で世帯構成が変更になっている場合は支給対象となる可能性があります。

質問 8 均等割のみ課税とはどういうことですか。

回答 8 住民税の「均等割」が課税で、「所得割」が非課税の方です。なお、本給付金の支給要件は定額減税前で判断するので、定額減税が適用されている方は所得割課税者となり、本給付金の支給対象にはなりません。「税額決定兼納税通知書」または「課税証明書」等をご確認ください。

質問 9 課税（非課税）証明書はどこで取得できますか。

回答 9 令和 6 年度住民税課税（非課税）証明書は、令和 6 年 1 月 1 日にお住まいの市区町村で取得することができます。取得方法等は令和 6 年 1 月 1 日にお住まいの自治体へお問い合わせください。杉並区役所では令和 6 年 1 月 2 日以降の転入者の令和 6 年度住民税課税（非課税）証明書を発行することはできません。

質問 10 令和 6 年度住民税はいつの収入で算定するのですか。

回答 10 令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日の収入です。

質問 11 申請後は何か通知書等は届きますか。

回答 11 申請書（請求書）を提出された世帯には、世帯主あてに支給決定通知書または不支給決定通知書を送付します。確認書を提出された世帯には、通知書を送付いたしませんので、口座振込の完了は記帳するなどしてご確認ください。

質問 12 提出した申請書（請求書）等に不備があった場合はどうなりますか。

回答 12 不備があった場合はお電話やお手紙でご連絡します。区が指定する期日までに不備が解消できなかった場合は支給できませんのでご注意ください。

質問 13 振込口座をインターネットバンキングの口座に設定することは可能ですか。

回答 13 可能です。通帳等の代わりに、金融機関名、口座番号、口座名義人が確認できるスマートフォン画面のコピー等を添付してください。

質問 14 いつ振り込まれますか。

回答 14 支給のお知らせが届いた世帯には 8 月中旬以降に公金受取口座へ振り込みます。申請書（請求書）または確認書が届いた世帯には、申請後 1 か月程度で振り込みます。